



卷頭言

日本ライトハウス職業・生活訓練センター

所長 日比野 清

〈社会福祉法人日本ライトハウス職業・生活訓練センターの再編について〉

当職業・生活訓練センターは昭和40年に開所され、日本に於て初めて視覚障害者に対する社会適応訓練（生活訓練）に着手すると共に、機械工、電話交換手、コンピューター・プログラマーという新職種の職業訓練に取り組み、常に先駆的な精神で視覚障害者の為の総合的なリハビリテーションの確立に努力してきました。

しかし、昨今の傾向として、当センターにおいても入所者の高齢化及び障害の多様化、重度・重複化が顕著となり、従来の画一的な訓練目標・内容・方法だけでは対応しきれなくなっています。とりわけ訓練生の障害の重度・重複化については、糖尿病や腎臓病・脳血管障害等の全身病を伴う対象者が急増し、一人一人の体力や疾病に合わせたケアを伴う訓練プログラムの設定が必要となっています。さらには、精神薄弱を伴う視覚障害者も多くなっており、昭和60年の筑波大学調査によると、全国の盲学校高等部に388名の盲重複障害者が在籍していると報告されています。これらの人達が盲学校を卒業後、当センターでの社会適応訓練や生活指導を希望し、入所してくるケースも年々増加しています。

しかし、このような全身病や精神薄弱を伴う視覚障害者が单一視覚障害者を対象としている施設に入所し、共に訓練を受けている状況下においては、本来の視覚障害者更生施設としての役割、機能を十分に果たすことが出来なくなっていくことは明白です。また、当センターで訓練を受けた後の受け皿として、盲重複障害者の為の専門処遇をしている施設は少なく、例えば、大阪府下では2施設（定員合計70名）しかありません。そのため、精神薄弱者施設に混合収容される、未認可の作業所に通う、あるいはそれさえかなわず作業能力を持ちながらも在宅を余儀無くされている者も多いのです。

しかも、こういった傾向には今後さらに拍車がかかると予想され、現在抱えている問題が益々深刻化していくことは間違ひありません。従って、その実態やニーズにも即応するための対策を根本から考えていかねばならない段階にきています。また、この機会に老朽化している建物の建て替えも含め、新しく職業・生活訓練センターを再編成することにしました。

その方策として、私達が現在なしうることは、これまでの視覚障害者更生施設において積上げてきた実績を、盲重複障害者のための訓練に適用させていくことです。すなわち、盲重複障害者に更生（訓練）の場と作業の場を提供するため、これまでの視覚障害者更生施設、委託職業訓練部門に加え、重度身体障害者更生援護施設と身体障害者通所授産施設を併設するのです。重度更生施設においては、全身病や他の身体障害、精神薄弱を伴う盲重複障害者に対して、ケアと並行して長期にかけた社会適応訓練および生活指導を実施する。また、通所授産施設においては、一般企業では就労の不可能な者、および実習作業訓練をすることによって、企業での就労が可能となる者を対象にした作業の場を提供したいと考えています。そしてさらに、地域の在宅視覚障害者のために、また施設の有効利用を図るために、4名程度を対象とした在宅重度身体障害者ショートステイ（短期保護）事業を実施します。このように、新たに視覚障害者のための総合リハビリテーションセンターとして事業を開始する予定です。

具体的には、平成2年12月より既存の建物の取り壊しを始め、平成3年度中には新しい施設を完成させる予定です。ただし、工事期間中も、生活訓練及び職業訓練を始め、主な事業は従来通り行います。

以上のように、4つの施設がそれぞれの役割・機能を十分に果たしていくことによって、視覚障害者一人一人の障害や能力に応じた処遇が提供できるようになると考えております。